

令和7年度山形県広報活動支援業務委託仕様書（企画提案用）

1 目的

効率的かつ効果的な広報活動を推進する観点から、外部の専門的知見を活用した相談体制を整備し、広報全般における職員の悩みや課題に対応するとともに、相談対応によって集約した事例をテーマにした広報セミナーを通して、庁内でノウハウを共有することにより、広報活動のPDCAサイクルの確立を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 委託業務の内容

(1) 専門的助言・提案

① 広報活動に係るアンケートの実施

県職員が有する広報活動の悩みや課題を把握するための職員向けアンケートを、県と調整の上、実施すること。なお、アンケート結果については、「3(1)③」に活用すること。

② 県職員に対する広報相談の周知

「3(1)③」の実施について、県職員に周知するためのチラシ等を作成し、県と調整の上、山形県庁イントラ情報システム等で周知を行うこと。

③ 専門家による助言・提案

県職員が有する広報活動の悩みや課題に対し、対面により専門的な知識やノウハウ等を活かした助言・提案を行うこと。また、必要に応じて、情報収集を行い、助言・提案の参考となる資料を作成し、県に提供すること。

(2) 広報セミナーの実施

① 県職員の広報スキル向上を目的としたセミナーを委託期間内に2回以上実施すること。

② 実施にあたっては、「3(1)③」の相談事例及び相談に対する助言・提案の内容を反映すること。

③ 受託者はセミナーを企画・立案し、県と調整の上で内容を決定するとともに、講師の派遣、資料の作成、その他セミナーの実施に伴い必要な業務を行うこと。

4 業務実施体制

(1) 上記「3(1)」については、次のとおり実施すること。

① 以下に示す相談量及び相談内容例に対応できる人員を配置すること。

相談量（上限）	相談内容例（一例を例示）
<ul style="list-style-type: none">頻度 月2回程度 （面談を基本とする）件数 1回あたり4案件程度	<ul style="list-style-type: none">プロモーションの進め方マーケティングの手法ソーシャルメディアの活用方法サイト、動画、ポスター、チラシ等の作成支援

<ul style="list-style-type: none"> • 時間 1 案件あたり30～45分程度 (上記の他、メールでの相談にも随時対応すること) 	<ul style="list-style-type: none"> • 情報発信の効果測定・分析手法 • 委託・プロポーザル等の書類への助言
---	---

- ② 業務は、広報広聴推進課職員立会いの下、県が設定する山形県庁内の業務スペース（会議室等）において行うこと。ただし、両者協議によりオンラインで実施することができるものとする。
- ③ 相談の実施にあたっては、県が提供する相談内容を事前に確認し、必要な調査、分析等を行った上で対応すること。
- ④ 面談後のアフターフォロー等に係るメールでの相談にも随時対応すること。
- ⑤ 県ホームページの効果測定・分析業務については、別途、発注予定であるため、本業務の対象から除外する。

5 スケジュール（予定）

令和7年7月	契約締結、事業スキームの細部について調整 アンケート実施、県職員への周知開始
令和7年8月～令和8年3月	相談受付開始 助言・提案の実施、月次報告提出 ※相談に対する助言・提案の実施期日は 令和8年3月13日まで
令和8年3月31日	業務完了報告提出

6 報告書の提出

(1) 月次報告

受託者は、上記3の実施状況を各月の報告書としてとりまとめ、翌月末日まで県に提出すること。

報告書はA4判とし、電子データ(PDF形式)で提出すること。

(2) 業務完了報告

受託者は本業務完了後、上記3の実施結果等を業務完了報告書としてとりまとめ、令和8年3月31日（火）までに提出すること。

業務完了報告はA4判とし、正本1部及び電子データ(PDF形式)を提出すること。

詳細については、県との協議・調整を経て最終的に確定するものとする。

7 留意事項

- (1) 受託者は、業務の進め方等について協議するため、契約締結後速やかに、WEB会議等の適切な方法により打合せを行うこと。
- (2) 業務の過程で県から指示された事案については、迅速、的確かつ誠実に対応すること。
- (3) 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じて、県から随時提供する。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等については、県の指示に従うこと。
- (4) 委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、

個人情報等の取扱いについて厳守すること。

- (5) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法について書面をもって報告し、承認を得ること。
- (6) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (7) この仕様書に記載のない事項について、双方協議の上定めるものとする。

以上